

令和元年度第2回内灘町地下水採取規制審議会 議事録

日 時 令和2年2月21日（金） 午前10時から

場 所 内灘町役場 4階 408会議室

出席者 ・委員 高野委員、中谷委員、北川委員、坪内委員
黒田委員、亀田委員、水野委員、田中委員 計8名
・事務局 上島町民福祉部長、福島住民課長、
川本課長補佐、甲野主事 計4名
・コンサルタント (株)利水社 真田氏、濱田氏

1. 開 会

2. 議 件

(1) 井戸設置許可申請に係る諮問事項について
事務局より以下の内容について説明

・井戸設置許可について

申請者： 県央土木総合事務所長（津幡土木事務所長）

設置場所： 内灘町字宮坂地内

①内灘町字宮坂ニ28番1

②内灘町字宮坂ハ6番2

用途： 消雪用

(2)その他

主な質問事項

問1 松任宇ノ気線の消雪の区間について、
申請区間のみ消雪が未整備で、かほく市側のさらに北側には、消雪が
整備されているということか。

答1 松任宇ノ気線の南部地区は全箇所消雪整備済み。
北部は、宮坂地区、西荒屋地区、室地区の3つの地区があり、
西荒屋には西荒屋小学校があるため、その周辺は、先に設置されて
いる。
宮坂地区のおおむね2km、そして室地区とかほく市大崎地区間が
500m程未整備である。今回は宮坂地区の2kmの区間について消雪
を設置する申請である。

- 問 2 今シーズンは暖冬だったが、消雪のために地下水を汲み上げたか。
- 答 2 消雪装置は自動感知型になっている。気温の低下や、凍結した際に消雪を使用した。手動で稼働させる時もある。
- 問 3 既存井戸についてもなるべく少なく汲み上げるため、自動や手動で調節している、ということか。
- 答 3 今までは全域同時に散水していたが、最近では、地盤沈下対策のため、交互散水により最小限の汲み上げで対応している。
- 問 4 この井戸は冬場の消雪時のみ、汲み上げをするのか。
- 答 4 冬場の消雪時のみである。
- 会 長 それでは、この井戸について、「資料に記載されている付帯条件を付けて許可してもよいか。
- 委 員 異議なし
- 会 長 付帯条件付許可とする。

閉会時刻 午前10時30分